

みよし市

令和2年度

工事技術調査結果報告書

令和3年2月12日（金）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和3年1月20日（水）

場 所：みよし市役所3階研修室3・4および工事現場

監査執行者：みよし市代表監査委員（識見） 小嶋 正道
みよし市監査委員（議選） 塚本 克彦

監査立会者：監査委員事務局 事務局長 加藤 雅也
〃 副主幹 中島 真美
〃 主 事 庄司 由紀子

調査対象工事

- 【1】保田ヶ池公園整備工事その2
- 【2】蒔生住宅大規模改修（3期）建築工事

【1】保田ヶ池公園整備工事その2

1 工事内容説明者

(1) 調査出席者

都市建設部	部長	柴田	浩
〃	次長	久野	恭司
〃	公園緑地課	石川	重之
〃	〃	塩里	重人
〃	〃	泉	太基
総務部	総務課	近藤	健
〃	〃	坂田	剛
			契約検査担当主幹
			主事

(2) 工事受注者

野沢建設株式会社

現場代理人（監理技術者）

増岡孝夫

2 工事場所 みよし市三好町地内

3 工事概要

保田ヶ池公園は、市の中心市街地にも近くため池である保田ヶ池を含む地区公園である。池の修景や自然の地形と森を生かした散策路が整備され多くの市民の憩いの場となっている。

昭和56年に都市計画決定され整備されていたが、平成22年に公園区域を南側に拡大し、保田ヶ池公園の基本構想策定のためのワークショップを行い、平成25年度から用地の取得に着手、平成28年度から施設整備を行っている。

(1) 工事内容

生きもの池	N= 1 式
生きもの池設備	N= 1 式
水飲み場	N= 1 基
斜面遊具	N= 1 基
四阿	N= 1 基
電気設備工	N= 1 式

(2) 工事受注者

野沢建設株式会社

【第1回目で落札】

「事後審査型一般競争入札（3者参加）、予定価格事後公表、電子入札」

(3) 設計・施工監理

設 計：玉野総合コンサルタント株式会社（平成 24 年度・27 年度）

設 計：株式会社新日（平成 28 年度）

施工監理：直営

(4) 事業費

設計金額（税込）72,185,300 円

請負金額（税込）62,920,000 円（うち消費税及び地方消費税 5,720,000 円）

落札率 87.16%

(5) 工事期間

令和 2 年 9 月 29 日から令和 3 年 3 月 26 日まで

(6) 進捗状況（令和 2 年 11 月末日現在）

計画出来高 14.7% 実施出来高 14.7%

【計画どおり】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）

本工事に任命されている監督員は 2 名体制で、総括・主任の権限分担も監督員要領に記載されており、適正であった。

都市建設部 公園緑地課 総括監督員 塩 里 重 人

専任・主任監督員 泉 太 基

4 調査所見

4-1 書類関係

- (1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第 234 条の 2 関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図れている。なお、契約保証金については、「みよし市工事請負契約約款」のとおりであり適正に施行されていた。

6,292,000 円

ア 契約保証

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

- イ 前払金保証について、工事請負契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

25,160,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

3者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

【土木一式工事】

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

- ・ 公告日 令和2年8月12日
- ・ 参加申請期間 令和2年8月12日～令和2年9月11日
- ・ 入札書受付 令和2年9月15日～令和2年9月16日
- ・ 開札日 令和2年9月17日

ア 見積期間：令和2年8月13日（公告翌日）～令和2年9月16日であった。

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第3項に規定された予定価格5,000万円以上の必要な見積期間（15日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間15日以上）適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「みよし市工事請負契約約款（令和2年4月1日改正）」に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・主任技術者通知書及び工事下請負届等

現場代理人・主任技術者及び関係書類は適正に作成され、整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、適正に見やすくファイリングされており適正であった。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

建設業退職金共済制度^{*2}への加入がなされており、「掛金収納書」を確認した。

しかし、購入枚数が計算式より少ない枚数であった。

購入枚数の根拠の妥当性を確認されることが望まれる。

残枚数の確認（写真添付など帳簿等）の確認をお願いする。

【参考】建設業退職金制度 【愛知県土木工事現場必携 2-74より】

建設業退職金制度（以下、建退協）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。

対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退協に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

(1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出

(2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：監督員から請求があった場合、提示

(3) 標準仕様書第1編1-1-49

(4) 契約後1ヶ月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

注意事項

(1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。

→ 様式は、建退協支部で交付を受ける。

(2) 掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出できない場合は？

→ 提出できない理由（作業員の数が確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にし
て監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。

(3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？

→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。

また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にし提出する。

例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

工事完成後に下請負業者に配布されているか、受け払い簿で協力業者への配布確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いします。

建退共の証紙購入費は、現場管理費に率計上されている。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

4-2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

世代を問わず気軽に利用でき、憩い、歴史や文化、自然を知り学ぶ「場」を創出する。

- ・既存樹木の利活用と創出
- ・都市公園機能の充足
- ・愛知用水敷きの利用

(1) 設計に関する書類

詳細設計は、株式会社新日にて実施されていた。

設計会社の設計技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

- ・管理技術者：古川 亮太
- ・照査技術者：石堂 公彦

また、設計図書は、「イ：設計参考図書」を基準として作成させていた。

「保田ヶ池公園測量設計業務委託報告書：平成29年3月」を確認した。

適正であった。

ア 特記仕様書

特記仕様書は、施工条件明示も含め適正に作成されていた。

イ 設計参考図書

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の名称	発行年月日	著者
都市公園技術標準解説書（改訂版）	平成22年6月	(社)日本公園緑地協会
土木構造物標準設計・同解説書	平成12年9月	建設省
宅地防災マニュアルの解説	平成19年5月	ぎょうせい
都市計画法開発許可の実務の手引き	平成24年4月	愛知県建設部建築担当局 建築指導課
愛知県人にやさしい街づくり	平成17年5月	愛知県建設部建築指導課
構内舗装・排水設計基準	平成13年4月	(社)公共建築協会
測量及び設計業務等共通仕様書	平成24年4月	愛知県建設部
国土交通省公共測量作業規程(準則)	平成23年3月	国土交通省
設計業務等共通仕様書	平成28年4月	愛知県建設部
測量業務共通仕様書	平成28年4月	愛知県建設部
土木工事標準仕様書	平成28年6月	愛知県建設部
土木工事現場必携	平成28年6月	愛知県建設部
国土交通省土木工事共通仕様書	平成27年	国土交通省
道路設計要領 設計・計画編	平成26年3月	中部地方整備局
土木工学ハンドブック		土木学会

道路土工一施工指針	平成 15 年 4 月	日本道路協会
道路土工一排水工指針	昭和 62 年 6 月	日本道路協会
都市公園技術標準解説書	平成 28 年 6 月	(社)日本公園緑地協会
造園施工管理	平成 27 年 6 月	(社)日本公園緑地協会
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり (都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説)	平成 20 年 2 月	(社)日本公園緑地協会
緑化・植栽マニュアル	平成 16 年 8 月	(社)経済調査会

(2) 積算に関する書類

ア 積算

積算基準は、愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表その 1、その 2」に基づくシステムを導入し、「県設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」「積算資料」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として 3 者以上から見積り徴取し、平均値を出し上下 30% 範囲内での平均見積価格を本工事採用単価としていた。愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表」の価格決定方法に準拠しており、適正であった。

イ 積算参考資料

図書の名称	発行年月日	著者
愛知県積算基準及び歩掛表(その1)	令和元年10月1日	愛知県建設部
愛知県積算基準及び歩掛表(その2)	令和元年10月1日	愛知県建設部
令和2年度設計単価表	令和2年8月1日	愛知県建設部
積算資料	令和2年8月	(一財)経済調査会
建設物価	令和2年8月	(一財)建設物価調査会
土木コスト情報	令和2年8月	(一財)建設物価調査会
土木施工単価	令和2年8月	(一財)経済調査会
公共建築工事積算基準	令和2年6月	(一財)建築コスト管理システム研究所
下水道用設計標準歩掛表	令和2年6月	(公社)日本下水道協会
業者見積り	令和2年5月・6月	各社

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備、保存されていた。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第15条」、「建設業法第24条の7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。また、竣工時に施工体制台帳（**2次以降の請負契約の写し等**：愛知県建設部土木工事現場必携第2章書類関係2-2書類作成の手引きP2-70より）を添付させると共に、注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導をお願いする。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第14条の2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
（公共工事入札契約適正化法第15条第2項）
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
（公共工事入札契約適正化法第15条第2項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。
（建設業法第40条の3、施行規則第26条第2項ハ、施行規則第28条）

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）登録が行われていた。

関連書類は適正に整備、保管されていた。

(4) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、整備されており適正であった。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。

(6) 設計照査

受注者から、所定の様式に沿って提出されており適正であった。

(1) 請負者から発注者へ提出

(2) 標準仕様書第1編1-1-3

(3) 工事着手前の報告（メールも可）

（照査要領(案)により、全ての項目について照査を行う。）

注意事項

(1) 発注者は、照査結果の報告を受ける。その後、請負者より条件変更確認請求通知書が提出された場合は、請負者立会の元、現地調査を行う。条件変更確認請求通知書に対する回答は、現地調査後14日以内に条件変更確認通知書に添付して請負者に通知する。

(2) 請負者が行う設計照査は、「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領（案）に沿って行う。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき工種別に作成させ、提出させていた。

下記施工計画を確認した。工事監査時の出来高約10%程度であり、下記施工計画が提出されており適正であった。

残土処理の受入先「マルキ商会」の位置、経路図を計画書に記載していた。

本工事の搬出残土の捨土場所と量を写真等で確認させておくことが望ましい。

(8) 事前測量成果表

「愛知県土木工事標準仕様書」1-1-45(工事測量)より、提出されており適正であった。

1 一般事項

請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに報告し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に報告しなければならない。

(9) 工事材料関係の書類

工事中材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源実施計画書を業者に提出させ、発注者として管理されていた。

受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当することから、「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成、電子媒体にて提出させていた。

- ・「建設副産物情報交換システム工事登録」を確認した。

工事ID11513431 一般財団法人 日本建設情報総合センターを確認し、適正であった。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について

平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。・インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

4-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) KY活動、新規入場者教育、安全パトロール記録、作業員保有資格一覧表等の日常安全管理書類は、適切に整理管理がなされていた。

4-6 現場施工状況調査における所見

(1) 施工状況について

品質管理状況は、書面、現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引（愛知県建設局2-5）及び「愛知県土木現場必携1-13（5）」より、「工事現場の掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を請負業者へ指導徹底をお願いする。

5 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されていた。現場の施工管理状態は良好であった。

サンプリング監査のため、細部まで確認することができなかったが、工事の監督員管理は適正であった。

現場の資機材は、整理、整頓され管理が行き届いていた。

本工事は、公園内工事であり、第三者の立ち入りが容易である。

現場内の資材等の放置なきよう十分配慮して頂きたい。

本工事は周辺住民の意識が高い工事であり、特に第三者が見学で立ち入ることもある。第三者災害なきよう、より徹底した安全管理について重点指導をお願いする。

以上

【2】 苜生住宅大規模改修（3期）建築工事

1 工事内容説明者

(1) 調査出席者

都市建設部	部長		柴 田 浩
〃	次長		久 野 恭 司
〃	都市計画課	課長	舟 橋 伸 幸
〃	〃	技師	成 瀬 康 博
〃	〃	技師	小 澤 佑 介
総務部	総 務 課	契約検査担当主幹	近 藤 健
〃	〃	〃 主事	坂 田 剛

(2) 工事受注者

株式会社前田工務店	三好支店
現場代理人	直 井 正 樹
監理技術者	玉 野 喬 太

2 工事場所 みよし市苜生町地内

3 工事概要

昭和56年に建築された建物で築39年が経過し、内装及び設備が老朽化している。
また、エレベーターがなく高齢者等の上下階移動が困難であることから、高齢者及び障がい者を含めた全ての入居者の安心・安全に生活できる住環境の整備のため、住戸の内装改修及びエレベーターの設置を行う。

(1) 工事内容

苜生住宅C棟

[既設共同住宅]

鉄筋コンクリート壁構造 4階建て

延床面積 2,144.16 m²

住戸内装改修

[共用廊下・エレベーター棟]

鉄骨造 4階建て

延床面積 222.76 m²増築

上記建物の大規模改修に伴う建築工事一式

(2) 工事請負業者

株式会社前田工務店 三好支店

【第1回目で落札】

「事後審査型一般競争入札2者参加、予定価格事後公表 電子入札」

(3) 設計及び工事監理

設 計：株式会社松浦建築事務所 三好事務所
工事監理：株式会社松浦建築事務所 三好事務所

(4) 事業費

設計金額（税込） 440,229,900 円
請負金額（税込） 406,450,000 円（うち消費税及び地方消費税 36,950,000 円）

(5) 工事期間

令和元年 7 月 11 日から令和 3 年 7 月 31 日まで

(6) 進捗状況（令和 2 年 11 月末日現在）

計画出来高 60.0% 実施出来高 60.0% 【計画どおり】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）
本工事に任命されている監督員は 2 名体制で、総括・主任の権限分担も監督員
要領に記載されており、適正であった。

都市建設部 都市計画課 総括監督員 舟 橋 伸 幸
専任・主任監督員 成 瀬 康 博

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第 234 条の 2 関係）として、履行保証
制度^{※1}活用が図れている。なお、契約保証金については、「みよし市工事請負契
約約款」のとおりであり適正に施行されていた。

40,645,000 円

ア 契約保証 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができ
ます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失
を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の
提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行債券などが
認められています。

イ 前払金保証について、工事請負契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

前払金について 令和元年度 52,920,000 円
令和 2 年度 88,180,000 円
計 141,100,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

2者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

【建築一式工事】

- ・ 公告日 平成 31 年 4 月 5 日
- ・ 参加申請期間 平成 31 年 4 月 5 日 ～ 平成 31 年 4 月 25 日
- ・ 入札書受付 令和 元年 5 月 7 日 ～ 令和 元年 5 月 8 日
- ・ 開札日 令和 元年 5 月 9 日

ア 見積期間：平成 31 年 4 月 5 日～令和元年 5 月 8 日であった。

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された予定価格 5,000 万円以上の必要な見積期間（15 日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間 15 日以上）適正であった。

本工事は、15,000 万円以上の工事であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及びみよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決（令和元年 6 月議会）を得て、適正に契約を締結していた。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「みよし市工事請負契約約款（平成 29 年 4 月 1 日改定）」に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・監理技術者通知書及び工事下請負届等

現場代理人・監理技術者等関係書類は、適正に作成整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(5) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。受注者は、建設業退職金共済制度へ加入しており適正であった。

工事完成後に下請負業者に配布されているか、受け払い簿で協力業者への配布確認をお願いします。

【参考】建設業退職金制度 【愛知県土木工事現場必携 2-74 より】

建設業退職金制度（以下、建退協）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。
対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退協に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、
自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

- (1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出
- (2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：監督員から請求があった場合、提示
- (3) 標準仕様書第1編 1-1-49
- (4) 契約後1ヶ月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

注意事項

- (1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。
→ 様式は、建退協支部で交付を受ける。
- (2) 掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出できない場合は？
→ 提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にし
て監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。
- (3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？
→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。

また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を
書面にして提出する。

例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用し
た枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余って
いる枚数が分かる。）

工事完成後に下請負業者に配布されているか、受け払い簿で協力業者への配布
確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった
場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いします。

建退共の証紙購入費は、現場管理費に率計上されている。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険に受注者が加入しているとのことである。タフビス建設総合保険（あいおいニッセイ同和損害保険）控えを確認し、適正であった。現在の契約保険にて、工事請負契約約款 47 条（火災保険）適用か確認をお願いします。

また、労働基準監督署への「適用事業報告^{※3}」「特定元方事業者の事業開始報告^{※4}」等が提出されているか確認をお願いします。

※3 建設工事の現場では現場事務所を設置して、現場責任者が労働管理を行っているような場合には、一つの事業所として「適用事業報告」の提出が必要とされている。

※4 特定元方事業者（下請負人を仕様する建設業）及び労働安全衛生法第30条第2項後段の定めにより指名された事業者（特定事業を行わない特定元方事業者（仕事をしない元請負人）から主要部分を請け負った下請負人）は（特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者）が、同一の場所において作業が行われるとき（元請負人が下請負人を使用するとき）は、当該作業の開始後、遅滞なく、当該場所を管轄する労働基準監督署長に特定元方事業者の事業開始報告を提出しなければならない。

（労働安全衛生法第100条第1項、第120条第5項、第122条、労働安全衛生規則第664条）

4-2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

大規模な改修にあたり仮移転先の確保が課題であるため、共用廊下の増築及び住戸の内装改修を段階的に実施する。それに伴い、各段階における工事作業エリ

アと入居者の生活エリアの区画並びに建築基準法及び消防法を満たすよう配慮した計画とする。

(1) 設計に関する書類

詳細設計は、株式会社松浦建築事務所 三好事務所にて実施されていた。

設計会社の設計技術者などの関係書類も適正に整備されていた。

協力設計事務所との体系と有資格者名一覧を整理しておくこと。

ア 特記仕様書

設計図書の特記仕様書は、発注段階（令和元年「愛知県」特記仕様）では適正であった。工事完了時（令和2年「愛知県」特記仕様）が変更されているため、本工事該当変更箇所があれば、把握整理されること。

イ 設計参考図書

図書の名称	発行年月日	著者
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	平成28年6月1日	(一社)公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	平成28年6月1日	(一財)建築保全センター
建築工事監理指針(上巻)(下巻)	平成28年10月21日	(一社)公共建築協会
建築改修工事監理指針(上巻)(下巻)	平成28年12月15日	(一財)建築保全センター
人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説	平成25年5月	愛知県建設部

(2) 積算に関する書類

ア 積算

① 数量算出について

1) 工事設計の数量算出は適正に算出作成されていた。

2) 設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社松浦建築事務所 三好事務所によって、「公共建築工事積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成していた。

② 値入について

1) 「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」に準拠し、市販の「建築コスト情報」「建設物価」「建築施工単価」「積算資料」を使用し、また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者の徴取がなされ、比較を経て適正な「スライド掛率」の設定を行い、みよし市採用単価として積算し「予定価格」を算出していた。本工事の掛率は、適正であると判断される。

イ 積算参考資料

図書の名称	発行年月日	著者
公共建築工事積算基準	平成29年6月25日	(一財)建築コスト管理システム研究所
建築数量積算基準・同解説	平成23年9月15日	(一財)建築コスト管理システム研究所

建築工事設計・積算参考資料	平成30年10月	愛知県建設部
公共建築工事積算単価表	平成31年2月27日	愛知県建設部
建設物価	平成30年10月	(一財)建設物価調査会
建築コスト情報	平成30年10月	(一財)建設物価調査会
積算資料	平成30年10月	(一財)経済調査会
建築施工単価	平成30年10月	(一財)経済調査会

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備、保存されていた。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第15条」、「建設業法第24条の7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。また、竣工時に施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し等：愛知県建設部土木工事現場必携第2章書類関係2-2書類作成の手引きP2-70より）を添付させると共に、注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導をお願いする。

また、下請負業者に「外国人労働者」を使用していたので、必要添付書類を提出させておくこと。

【参考】

1. 建設特定技能受入計画認定書又は適正監理計画認定書（複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入認定書については、（建設特定技能受入計画に関する事項）も含む。）
2. パスポート（国籍、氏名と在留許可のある部分）
3. 在留カード
4. 受け入れ企業と外国人建設就労者との間の雇用条件書
5. 建設キャリアアップシステムカード（登録義務のある者のみ）

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間 (発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間) 保存することが義務づけられている。
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項ハ、施行規則第 28 条)

※ 令和 2 年 10 月 1 日より

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴い
建設業第 40 条 (標識の掲示)

新法では、工事現場における下請の建設業許可証の掲示義務が緩和された。従って、今後の掲示をみよし市として統一周知させることが望ましい。

また、施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。建設キャリアアップシステム (CCUS) 登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。

元請は下請に対し、下請と個人事業主 (一人親方) との関係を記載した再下請負通知書の提出を求め、施工体制台帳に反映させる。8 月 29 日まで意見を募り 10 月 1 日に適用する。

10 月 1 日施行の改正建設業法では、これまで任意だった作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける。

これを契機に、国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。CCUS に登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。

ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認するとしている。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUS に登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

この場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図を作成することも加える。

このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事実績情報システム)登録が行われていた。

関連書類は適正に整備、保管されていた。

(4) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、整備されており適正であった。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。ここで、構成比率を記載し出来高管理をすること。

(6) 施工計画書

施工計画書は、工種別に施工に合わせ順次提出させており、適切に作成させていた。本工事の12月末現在、約65.0%の出来高である。現段階まで提出されている施工計画を確認したところ適正であった。

(7) 工事材料関係の書類

工事用材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)は、確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

(3) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用報告書及び再生資源利用促進報告書を提出させて頂きたい。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について

平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・ 工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・ 建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・ 特記仕様書などで、入力を義務づけられる。
- ・ インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

4-5 安全管理に関する書類

- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。
- (3) 足場組立作業主任者名が、足場に記載している名前と掲示板に記載している名前(会社名含む)が一致していない。掲示板を追加若しくは修正しておくこと。

4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 作業所において、作業員への指示、指導は適切に実施されていた。
KY記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示指導がなされていた。
- (2) 工事の品質管理状況は、書面及び現場施工状況から判断して特に問題は認められなかった。
- (3) 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引(愛知県建設局2-5)及び「愛知県現場必携1-13(5)」より、「工事現場の掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を受注者へ指導徹底をお願いします。

参考 4. 工事現場への掲示について

建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
工事名称、発注者等を示す表示板	適切な場所	全ての工事	仕様書等
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	下請負人を含む全ての建設業者	建設業法第40条 同法施行規則第25条 (縦25cm以上×横35cm以上)
施工体系図	工事関係者及び公衆が見やすい場所	施行体制台帳作成対象の工事	建設業法第24条の7第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条
再下請負通知書の提出案内(注)	工事現場の下請負人が見やすい場所	施行体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項
建設リサイクル法通知済ステッカー	公衆が見やすい場所	同ステッカーを受領した工事	
労災保険関係成立票	労働者が見やすい場所	全ての工事	労働災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	
作業主任者一覧表	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条
大気汚染防止法第18条の17第1項による調査結果	公衆に見やすい場所	解体等工事(建築物等の解体、改造、補修作業を伴う工事)	大気汚染防止法第18条の17第4項 石綿障害予防規則第3条

注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく〇〇まで、建設業法施行規則第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して、同様の書類の提出をしてください。

(株) 〇〇建設

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事		許可()第 号
許可年月日	横35cm以上		

縦
25
cm
以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

(4) 産業廃棄物の分別保管場所

現場内に、産業廃棄物の一時保管場所がある。保管基準に沿い、また、必要事項を記載した掲示板を設置する必要がある。

《参考写真》



掲示板(60cm×60cm)

5 技術調査全般

本工事の書類及び現場を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中に必要な書類は整備・保管されていた。

施工及び管理は、書類はもとより現場監理が大切である。

工事監理者及び発注者監督員として、「施工監理プロセス、施工計画、段階確認検査、材料承認検査等（チェックリスト）一覧」など「チェックリスト」管理すると、より品質の高い工事目的物が施工される。

今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害完成をお願いする。

以 上

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案及び要望